

平成24年度介護報酬改定案

夜間対応型訪問介護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①報酬関係

<夜間対応型訪問介護>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
	○算定方法の追加・変更	◇他サービスを利用している間、当該報酬を算定しない場合 (サービスの種類の追加) 改正前 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ↓ 改正後 複合型サービス(追加)		1(5) H18告示126 P166	
		◆利用者が一の夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護を受けている間は、他の夜間対応型訪問介護事業所が夜間対応型訪問介護を行った場合、他の事業所は夜間対応型訪問介護費を算定しない。		1(5) H18告示126 P166	
		◇月途中から利用を開始した場合又は月途中で利用を終了した場合 改正前 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する場合は、 <u>日割り計算を行わない。</u> ↓ 改正後 日割り計算をする。	●夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については、変更なし	2(4) H18通知 0331005等 P476	
		◇夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用 改正前 1月当たりの包括報酬であるため、他の訪問介護事業所のサービスを利用している場合も他の訪問介護事業所の報酬を算定できない。 ↓ 改正後 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合、当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間において他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は…(下線部分追加)	●夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については、変更なし	2(4) H18通知 0331005等 P476	
		◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			
		◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			

②人員基準関係

<夜間対応型訪問介護>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
		<p>【オペレーターの要件】</p> <p>改正前 看護師、介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者</p> <p>↓</p> <p>改正後 三年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者（追加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の処遇に支障がない場合 ●夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者との連携を確保していること ●「3年以上従事した」とは、単に介護等の業務に従事した期間は含まない。サービス提供責任者として任用されていた期間を通算する。 ●オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、指定夜間対応型訪問介護事業所に常駐している必要はなく、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。 	<p>1(13) H18省令34 P272～P273 2(9) H18通知0331004等 P565～P566</p>
	<p>○オペレーションセンター従業者（以下「オペレーター」という）の要件及び配置要件等の緩和</p>	<p>改正前 利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>↓</p> <p>改正後 当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回型サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（追加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話をを行っているときであっても、利用者からの通報を受け付ける体制を確保している場合、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件は満たす。 	<p>1(13) H18省令34 P272 2(9) H18通知0331004等 P566</p>
		<p>改正前 オペレーターを特別養護老人ホーム等の夜勤職員に行わせることは認められない。</p> <p>↓</p> <p>改正後 当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所において一体的に事業を実施している場合であって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が基準第3条の4第5項の適用を受ける場合を除く（追加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●基準第3条の4第5項： <ul style="list-style-type: none"> ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が以下の事業所、施設に併設されている場合 ・当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合 ・午後6時から午前8時までの間、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 特定施設入居者生活介護 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス事業所 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p> </div>	<p>1(13) H18省令34 P259 2(9) H18通知0331004等 P566</p>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	告示、通知等	体制届
	○管理者の専従要件の緩和	改正後 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営しているときは、以下の場合(留意点に記載)であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ●指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、それぞれの事業が一体的に運営されている場合、それぞれの事業所の職務に従事する場合 ●同一敷地内又は道を隔てて隣接する等に他の事業所等がある場合で、他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 	1(13) H18省令34 P272～P273 2(9) H18通知 0331004等 P566～P567	

③設備基準関係

<夜間対応型訪問介護>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
	○オペレーションセンターの設置基準の緩和	改正前 通常の事業実施地域内におおむね利用者300人につき1か所以上設置 ↓ 改正後 通常の事業実施地域内に1か所以上設置		1(13) H18省令34 P272
	○オペレーションセンターの通信機器の緩和	<p>【オペレーションセンター整備すべき機器】</p> 改正前 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積できる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等 ↓ 改正後 上記①については、事業者が適切に利用者の心身の情報等を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレータが当該情報を常時閲覧できるときは、備えないことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ●通報を受け付ける機器は、オペレーターが携帯することも可(携帯電話等でも差し支えない。) ●通報を受信する機器と利用者の情報等を蓄積する機器は同一の機器でなくてもよい。 ●利用者の情報等を蓄積する機器等については、インターネットを活用したクラウドコンピューティング等の技術を活用する等、オペレーターが当該情報に常時アクセスできる体制があれば、当該事業所に機器を保有する必要はない。 ●情報の蓄積については、紙媒体で日々更新され、当該事業所において、一元的に管理していることも含む。 	1(13) H18省令34 P273 2(9) H18通知0331004等 P567
	○利用者に配布する端末機器の緩和	改正前 適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器 ※単なる一般の家庭用電話や携帯電話は不可 ↓ 改正後 利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。 ※利用者の心身の状態により、家庭用電話や携帯電話でも可	<ul style="list-style-type: none"> ●オペレーターに対する発信機能だけではなく、テレビ電話等相互に状況を確認しながら対話できる等、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましい。 	1(13) H18省令34 P273 2(9) H18通知0331004等 P567
	○設備の共用	改正後 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合はオペレーションサービスの提供に必要な設備を双方の事業で共用することができる。(追加)		2(9) H18通知0331004等 P567

介護報酬改定資料 ～ 夜間対応型訪問介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

ページ

- 1 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 … P165～167
(平成18年厚生労働省告示第126号)

- 2 介護保険法施行規則 … P222～223
(平成11年厚生労働省令第36号)

- 3 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準… P271～280
準用P262～265
準用P267～270

- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に … P475～478
関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 準用P475
(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号
老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、
老人保健課長連名通知)

- 5 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに
関する基準について … P565～574
(平成18年3月31日老計発第0331004号老振発第0331004号 準用P554～557
老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、 準用P560
老人保健課長連名通知) 準用P562～564

当該資料は、平成24年2月23日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。